

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2017. 4.10発行〈通巻第476号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



1日8時間以上、1週間40時間以上の労働は労基法違反
～長時間労働の新たな問題～ 2

総務省が非常勤職員の任用問題で研究会報告を公表 4

安全のきいわあど その12 気積 6

連載 アスベスト禍 その69 古川和子 7

映画で描かれた泉南国賠訴訟 ニッポン国vs泉南石綿村 10

連続講座「そんなん無理」って誰が決めた？
見逃される通勤災害 第7回 11

韓国からのニュース 13

前線から 16

厚生労働省交渉 進展も後退も/全国
あふれる職場の有害物質 職業がんをなくそう集会/東京

1日8時間以上、1週間40時間以上の労働は労基法違反

～長時間労働の新たな問題～

事務局 中村 猛

100時間の残業は とんでもない違法行為

100時間もの残業をしたこともない奴らが、100時間までは残業させてもよいことにしようと言っている。実際にやってみれば分かる。100時間の残業がどれほどシンドイか。こんな法律ができれば、最近、組合の団体交渉に出るくらいしか仕事がない弁護士の「それは違法ではありません」と言う声が聞こえてくる。

本当に100時間の残業は違法ではないのだろうか？ 労働基準法をもう一度読んでみよう。

第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

第119条（第32条…の規定に違反した）者は、これを6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

使用者は1日8時間以上、1週間40時間以上、労働者を働かせてはならず、これに違反すると6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。すなわち残業100時

間なんていうのは、とんでもない違法行為なのである。

なぜ8時間労働か？

1886年5月1日、長時間労働に苦しめられていたアメリカの労働者が、「仕事に8時間、休息に8時間、自分がしたいことに8時間を！」とゼネラルストライキに立ち上がった。この二日後の5月3日、ピケ中の4人の労働者が射殺された。翌4日には抗議集會が呼びかけられる。しかしこの集會中に爆発、発砲が起こり、組合のリーダーが犯人としてでっち上げられ、処刑されるという痛ましい弾圧が行われた。しかし弾圧があろうとも、「8時間労働制」を求める長時間労働に苦しめられた労働者の闘いは、全世界に広がっていった。

これがメーデーの起源である。8時間労働制は先輩労働者の犠牲の上に、労働者の血によって勝ち取られた権利である。

三六協定は使用者の違法行為の「免罪符」

ところが、この8時間労働制を台無しにしたのが、日本の労働基準法第36条である。「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数

で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、…労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる」と定める。

使用者の違法行為を、労働組合・労働者が「免罪してやる」と言う三六協定である。

新たな労働問題が…

「真の使用者」に労基法違反の責任を

労働法は本来、働く労働者は、使用者が、すべて直接雇用することを基準として作られた。しかし労働市場は、使用者の意向を受け容れて「雇用の柔軟性」を高め、変質している。請負、委託、派遣など、労働者は使っても雇わない形態の雇用が増えてきた。実際に現場で働く労働者の多くは、いわゆる「間接雇用労働者」になってしまった。その結果、元請け・発注者は、自分が直接雇用していない労働者を、労基法 32 条に定める以上の時間、合法的に働かせる必要に迫られた。そこに従来の労働法の範疇からはみ出す問題が生じてきた。

最近、実際の使用者である中央・地方自治体や公共事業体、元請け会社が、労働者を雇用している事業主に、長時間の三六協定を結べと圧力をかけるという事件が起きている。「うちの仕事が欲しければ、目一杯残業ができるような三六協定を結んでこい」と言うわけである。

三菱のエレベーター・エスカレーター改修工事をする三菱ビルテクノサービスの認定協力業者である神戸市須磨区の㈱権田工業では、会社の一方向的な労働条件の変更に抗議し

て従業員が神戸ワーカーズユニオンに加入した。会社は労働組合の存在を認めようとしななため、組合は三六協定の締結を拒否するという闘いを始めた。以下は団体交渉の生々しい記録、会社の「泣き」である。

「三菱からそんな協定 (= 三六協定) 結んでないところには仕事は出せないよと言われた。…仕事が本当に入ってこないよ」「何とか三六協定だけサインして」「ハッキリ言うて三菱がどっかに仕事振ったら帰って来ないよ」「三菱は、ほんまに権田は仕事できるんかと言う話しや」「三六協定を結ばんのは、(三菱から) 仕事しないという意思に使われてしまう」「残業ができへんってことは、仕事をせーへんってことやねん」

これだけではない。私の経験だけでも、派遣会社の営業マンから「許されるだけ最長の協定が受注の条件」だとか、行政が清掃の委託会社の営業マンに「できるだけ長い協定を結んで下さい」と、陰に陽に圧力をかけるという話しは何度となく聞かされた。

しかし本来、一定量の仕事をするのに、どのように労働者を配置するかは雇用主の自由である。残業の免罪符である三六協定を結ぶかどうかは、発注者の関与するところではない。更に、労組法上の不当労働行為の疑いもある。三六協定の締結は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合、その労働組合の専権事項である。発注者が三六協定に介入するのは、労働組合の三六協定締結権に対する「支配介入」ではないか、という疑問である。間接雇用労働者の真の使用者である元請け・発注者に、労働法違反の責任を問う法整備が必要だと考える所以である。

総務省が非常勤職員の任用問題で 研究会報告を公表 不適切な任用の制度改正へ

市役所の窓口の人や公立学校の先生といえば、そのままフルタイムの地方公務員だと思っても間違いなかったのは、古い話になってしまった。

昨年12月に総務省が公表した「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」によると、2016年4月現在の臨時・非常勤職員の総数は約64.5万人なのだそうである。しかもこの数字は、2005年で45.6万人、09年で49.8万人、13年で56.9万人と順調に増加している最中の数字というのだから、まだまだ増加一途の真っ只中なのだ。

団体区分別では、都道府県約14万人、指定都市約6万人、市区約36万人、町村約7万人。主な職種別では、事務補助職員が約10万人、教員・講師約9万人、保育所保育士約6万人、給食調理員約4万人、図書館職員約2万人となっている。また、性別では、女性が約48万人で、臨時・非常勤職員の74.8%となっている。

報告書をまとめた総務省の研究会が課題としてあげたのは、次の3つだ。まず、特別職非常勤職員は、専門性が高い職として、地方公務員法が適用されない、つまり労働者性がないことを前提にするはずなのに、単なる事務補助職員も任用している事例が

多いことをあげる。この問題と対をなす次の問題は、労働者性が認められる職である一般職の非常勤職員が、採用についての法的な位置づけが不明確なことにより、非常勤職員としての任用が進まない原因になっていることをあげている。そして3つめに、労働者性が認められる非常勤職員の賃金について、法令上は報酬、費用弁償のみが認められ、手当の支給が不可となっていることから期末手当などの支給が不可能になってしまっているということだ。

これらの問題について、研究会の提言は、制度を現実に見合ったものとするための制度改正を求めるものとなっている。

また、この研究会のなかでも、たとえば任期付職員の任用についての問題の1つであった、1年間の有期雇用を1日から数日の空白をあけて繰り返す、脱法そのものといえる任用方法についても弊害の1つとしてあげられている。研究会報告に添付されている資料にある調査では、事務補助職員の非常勤職員について契約期間に空白をあけている理由について、約6割の地方公共団体が「継続した任用と見られないようにするため」と答えていることが分かる。

もちろんこのような任用は、明らか非常勤職員の労働者としての権利を不当に阻むもので、総務省も2014年の「臨時・非常

勤職員及び任期付職員の任用等について」(総行公第 59 号)においても明確に排除するものとしている。

労働者の非常勤職員 あたかも例外みたいな条例規定

さて、このようにもはや労働者である非常勤職員の任用(労働契約)がどこの地方公共団体でも当たり前のものとして、職員の労働者としての権利を確保すべきものと法令適用関係が整備されるのであれば、災害補償関係の問題もただちに是正の道に進むべきだろう。

本誌 2 月号でとりあげた、地公災法も労災保険法も適用されない、本庁に勤務している事務職の非常勤職員の災害補償である。地公法第 69 条にもとづき各地方公共団体に制定されている条例が適用されることになっているのだが、もう一度この条例の対象をみてみよう。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(職員)

第 2 条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査委員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和 42 年政令第 274 号)第 1 条に規定する職員を除く)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

- (1) 労働者災害補償保険法の適用を受ける者
- (2) 船員保険法に基づく船員保険の被保険者

(3) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の適用を受ける者

(4) 非常勤の消防団員及び水防団員等の公務災害補償に関する条例の適用を受ける者

監査委員、審査会、審議会、調査会等の委員、…要するにこの条例が対象とする「職員」は、労働者性がない人であるのが原則ということなのだ。

しかし、この条例はそのような労働者でない職員についても地方公務員に準じて公平に補償を行うべきとして、地公災法、労災保険法と同様の補償を行う制度として作られているのだ。だから、福祉施設の規定や各種特別支給金等の制度もこと細かく規定されている。ところがこの補償制度を扱うのが、それぞれの小規模な地方公共団体の総務部門ということになるので、事務手続き上の様々な問題が起きている。

そうした日本中の各地で起きている「小さな権利の切り縮め」をなくすためにどうすればいいのだろうか。

根本的な非常勤職員災害補償制度改革を

総務省の研究会は、問題の所在を指摘して解決策を示しているが、もう一つ災害補償制度自体もそのままか抜本的な改正が必要なのである。前述した 1 日間の任用期間の空白問題のように、全国的に問題となってきた弊害と同様に、数限りなく繰り返されている本庁の非常勤職員の災害補償の不適切な扱いは何としても改善へ向けて取り組むべきものといえるだろう。

安全の むいわあと

その12：気積

「気積」とは、部屋の中の容積のことをいう。容積はどう計算するかといえば、床面積×天井の高さということになって、単位は立方メートル(m³)ということになる。

人が働くのに、最低限でどれだけの容積が必要かということについては、労働安全衛生規則と事務所衛生基準基則で、労働者1人について10立方メートル以上という基準が定められている。

それでは次のような作業空間はどうだろうか。

ビルの階段室が作業場で、天井の高さが10メートルはあるから、床面積は1平方メートルでよい。床面積×天井高さは1人あたり15立法メートルあるけれど、びっしりロッカーや備品が詰め込まれていて、実際にはその半分。

事務所衛生基準基則第2条は、「事業者は、労働者を常時就業させる室の気積を、設備の占める容積及び床面から4メートルをこえる高さにある空間を除き、労働者1人について、10立方メートル以上としなければならない。」となっていて、労働安全衛生規則第600条も「室」を「屋内作業場」に替えて、同じく規制している。

つまり、空間は4メートルまでを計算に入れ、設備などの体積は除いて計算するこ

とになっているわけだ。

「常時就業させる」という前提があるので一時的な作業は含まれないが、問題がありそうな職場は少なくない。すぐに思い浮かぶのは、高速道路の料金所、パチンコ店のすぐそばにある景品交換所だ。どうみても違法状態にあるような狭い場所で、勤務時間を過ごしている労働者は日本全国にたくさんいそうだ。

普通の事務所であっても、いつも外回りの仕事で出ている労働者が帰ってきて事務作業をするときは、すごい人口密度なんていう職場もある。

設備の占める容積は概算でよく、杓子定規にきっちり計算する必要はないが、室内の机やロッカーが床面積のかなりの部分を占めていて、計算以上に作業空間が狭まっているという例もたまに見かける。

作業環境を整えるという意味から、気積の確保というのは、意外に重要ということがいえるのだ。

また換気については、窓などの開口部の面積を「常時床面積の20分の1以上となるようにしなければならない。」(事務所衛生基準基則第3条、労働安全衛生規則第601条)と定めている。もともと事務室として設計された部屋は問題ないだろうが、倉庫が転用された事務作業場所であるようなときに、この問題が出てくる。ただこの規定には但し書きがあって、「換気が十分行なわれる性能を有する設備を設けたときは、この限りでない。」となっている。しかしこの換気設備の問題も、事業場によっては要注意だろう。

連載 それぞれのアスベスト禍 その69

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

松橋鉦山

3月31日、かつて熊本県宇城市にあった旧松橋鉦山跡を見学してきた。尼崎労働安全衛生センター事務局長飯田浩さんと、ひょうご労働安全衛生センター事務局長西山和宏さん、そして熊本市内在住の家族の会会員である北里邦子さんと4人で、宇城市議会議員の高本敬義氏の車で案内をしていただいた。

石綿鉦山のあった松橋町は熊本県の中部に位置しており2005年1月15日、宇土郡三角町・不知火町および下益城郡小川町・豊野町と合併し宇城市となったため現在は宇城市松橋町となり、主な基幹産業は農業である。

この松橋町にかつては、内山鉦山、内田南鉦山、浦川内川床鉦山という3ヶ所の石綿鉦山があった。なかでも内田鉦山が一番大きくて、地元の方は「麻生鉦山」と呼んでいた。

内田鉦山から産出した石綿は「アンソフィライト」と呼ばれるものだ。

「アンソフィライト石綿は熊本県旧松橋町に鉦山があった。」と環境再生保全機構のホームページに記載されているように、この種類は内田鉦山の特産だったのかもしれない。しかも発がん性の高いとされる角閃石グループに属している。

私が初めて「松橋鉦山」という名前を聞いたのは、クボタショック直後の電話相談だった。「ほきもとよしこ」という方から相談の電話があったと、関西労働者安全センターの田島陽子さんからきいた。その後「ほきもと」さんの漢字は掃本だとわかった。

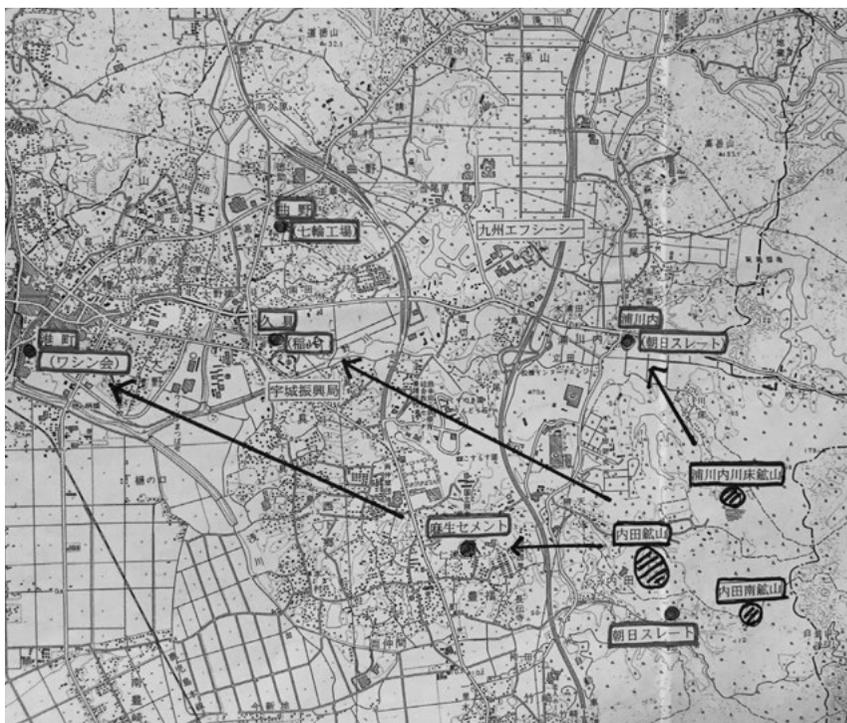
すぐに同じく関西センターの片岡明彦さんと掃本淑子さんの自宅を訪問した。自宅



麻生石綿工場前集合写真 2列目左から2人目が掃本さんのお母さん

には在宅酸素療養の機械が導入されていた。掃本さんの話によると、日中は何とか自力呼吸ができるが、夜になると苦しくなるので夜間だけ酸素吸入をしているとか。

淑子さんは熊本県松橋町豊福の出身だ。子供のころに父親が亡くなり、幼い子供たちを育てるために母親は近所の麻生石



松橋町地図：鉱山と工場、「九州エフ・シー・シー」は昭和 57 年に設立してクラッチ等製造

綿という工場に働きに行っていた。夕方母親が帰宅すると淑子さん達は母親の身体にまとわりつき、埃だらけのエプロンに顔をうずめていた。その影響だろうか。淑子さんは「びまん性胸膜肥厚」を発症して呼吸困難になっている。

麻生石綿は自宅から約 300 m の距離だった。そして麻生鉱山から自宅までは約 1200 m だ。しかも鉱山は露天掘りで、採掘した原石は工場までトロッコで運ばれていた。風の強い日は 1000 m を越えて飛散していたに違いない。鉱山の稼働時期は定かではないが、環境再生保全機構の「石綿鉱山採掘跡地等実態調査の結果一覧」では「昭和 13～46 年」と記載されている。しかし住民の話を総合すると鉱山は明治から採掘されて、昭和 30 年代に閉山したよう

だ。その後、採掘跡地はしばらく空き地になっていたが現在は九州電力によるソーラーパネルが設置されている。

今回の松橋町見学で解ったことは、松橋町には 7 か所の石綿製品製造工場があったということだ。うち一ヶ所は「ワシン会」と呼ばれている仮置き場だ。これは松橋駅の近くにあり、主に麻生セメント（麻生石綿）の完成品を出荷するまでの仮置き場だ。

この 10 年余り「アンソフィライトは発がん性が少ない」と聞いてきたが、家族の会で松橋出身の原テル子さんは中皮腫に罹患している。しかし宇城市（旧松橋町時代も含めて）の検診調査でも「胸膜肥厚などの有所見者は高い比率で確認できたが、中皮腫死亡はみつからなかった」とされてい

る。たまたま原さんが運悪く、中皮腫になってしまったのだろうか？大きな疑問が残った。

松橋町には麻生鉱山以外の石綿を使用した工場もある。稲崎工場近隣住民の話では「外国から輸入していた。茶石綿も使ったと思う」ときいた。これは未確認情報だが、もしそうだとしたら、中皮腫患者や肺がん患者がもっと発症している可能性がある。

おんじゃっこ（温石粉）で道路に落書きして遊んでいた…と無邪気に話す住民だが、彼女の胸には胸膜プラークが存在している。温石粉とは、石綿が混ざった石のことで、「石筆」の様なものだ。

工場の近隣には必ず川があった。原石を砕くために川の水を利用していただけだ。その川で近所の子供たちは水遊びをしていた。そして、石綿が混入していた湿った土はとても都合のいい「壁材」になった。近隣の住民は工場付近から出る土を自宅に持ち帰り、壁塗りをしていた。松橋町が実施した住民検診結果で、鉱山や工場から離れた地域でも胸膜肥厚などが多く確認されたのは、ここにも原因があるのだろうか。

環境被害がわかった昭和61年から対応した松橋町は「水俣にはしない、させない」

という気概で取り組んだという。平成17年のクボタショック直後には、厚生労働省にこれまでの「健康管理システム」を報告した。「環境省のリスク調査のもとになっているのかもしれない」と高本氏は語った。

話を聞いた飯田さんは深くため息をつき「こんなに前から取り組んでいる自治体があったことにショックを受けた」といった。「いままでの取り組みを、ぜひ広く紹介してほしい」と私も言った。

一歩まえに踏み出して周辺を見渡すと、いままで気づかなかったことも見えてくる。30年以上もまえから取り組んできた松橋町は、いま大きな転換期を迎えているような気がした。かつての検診受診者は高齢化してきて、今後の検診の意味を問い始めている。

「松橋は昭和61年と、平成17年と、二度のアスベストショックが起こっています」と語った高本氏。今後は私たちとの連携をとりながらやって欲しいと切に願う。

松橋町はまだまだ被害が眠っているような気がしてならない。しかも遠方に移住している元住民へのフォローは無い。やはり全国的な検診体制を作らなければいけない。

灰かな希望

アスベストに冒された中皮腫患者の闘病記

橋本 貞章 著

「術後3年生存率20%」と宣告されたアスベストに冒された中皮腫患者の小説形式の闘病記。死と向き合う克明な記録は、関係者への共感を誘う道標ともなる。一

かもがわ出版 <http://www.kamogawa.co.jp/kensaku/syoseki/ha/0828.html>
 本体 1700円 +税

映画で描かれた泉南国賠訴訟 ニッポン国 VS 泉南石綿村 完成披露試写会

原一男監督映画「ニッポン国 VS 泉南石綿村」を見た。

映画は3時間35分という異例の長さ、原監督の「8年以上の長い戦いの記録であり、長くなるのは当然ではないか」に納得した。そして私としては、長いと感じることもなく、登場する人たちの傍らにいる気持ちでスクリーンに見入っているうちに、気づくと映画は終わっていた。

映画の前半は、泉南地域の石綿工場で働いた様々な人々と家族の姿をあるがまま映し出していく。つらい病気に苦しむ姿だけでなく、生きて生活する彼（彼女）らを。カメラは彼らを追って隠岐の島や韓国へ。石綿紡織工場で働いた時の思い出を楽しげに語る女性たち、石綿鉱山や被災者を訪ねて韓国へも渡り、そこで親族と再会する在日の遺族。病気になってから訴訟へむかってゆっくりと歩き始める姿。私はこの前半が好きである。

しかし映画の後半、運動として訴訟に進進する中、原告たち、支援者、弁護団それぞれの考えの違いが描かれ始める。弁護団に導かれて裁判に、署名に、抗議行動に頑張る原告たち、しかしその思いや、参加する理由は様々だ。映画はわざと、そうした人前ではださない個人的な思いを口にした瞬間を拾い上げていく。

後半で印象に残る部分を見る人によってずいぶん違うのではないだろうか。

夫を長い間苦しめた石綿に対して、お金

じゃなくて悔しさから訴訟に参加した女性が、結局、補償対象から除外された。彼女が厚生労働省前の抗議行動

でマイクを握って、やりきれない気持ちを泣きながら語る。原告たちが強く要求した厚生労働大臣の謝罪が実現する3日前に亡くなった原告。大臣の謝罪は何だったのか、と思わせる場面も多く拾っていく。

活動家の端くれである私は、後半部分を客観的に見ることは出来ない。国と闘うということについて、運動としての在り方を模索して考え込んでしまう。

この運動の締めくくりは、「泉南石綿の碑」の建立なのだが、映画ではこれをラストには持ってこない。泉南地域の石綿問題、映画で振り返られて検証を求められているようだ。

一般公開は来年だが、東京などでの特別上映会もあるようなので、ぜひ観てほしい。問い合わせ先は《疾走プロダクション：090-4426-5575 shisso2010@gmail.com》（事務局：田島）



《連続講座》

「そんな無理」って誰が決めた？ 見逃される通勤災害

第7回 単身赴任者の自宅と赴任先の移動（住居）

毎年3月の中旬になると「転勤の内示を受けたのだが、なんとか回避できないか」という相談が入る。彼らの背景事情を聞いてみると、子供が生まれてママ友ができた妻が転勤先に同行したくない、子供が学齢期であって転校をさせたくない、子供にかかる手は離れたが、今すんでいる場所に愛着があるから離れたくない、妻も仕事をしているから赴任先に付いてきてくれないと、「家族が付いて来てくれない」という理由が大半を占める。それでは赴任先で楽しく過ごすしかないと助言をするが、もともとその腹積もりの人は相談には来ない。相談に来られる方は、たいていは真面目な性格で、週末には家族の元に帰ろうとする。中には、松本さん（仮名）のように、夜行バス回数券を使って毎週金曜日の晩に家族の元に向かい、日曜日の晩に子供たちを寝かしつけてから25時のバスで赴任先

に戻るという猛者もいる。往復旅費は新幹線代が支給されるそうだが、旅費を節約した分もきっと家族と過ごすために使うだろう。

そこで今回は、頑張る一家の大黒柱が単身赴任先から家族の元に帰るとき、また家族の元を離れて赴任先に戻るときに発生した災害が通勤災害として認められるかどうか考えてみよう。

まずは条文（労働者災害補償保険法7条2）によると、通勤とは、「住居と就業の場所との間の往復」であるが、この「往復」に先行し、又は後続する住居間の移動も通勤として認められる。文字にするとわかりにくいのが、図解すると下図のようになり、矢印がすべて通勤として認められる。

仮に「住居と就業の場所との間の往復」に限ってしまうと、家族の住む家と赴任先で用意されたアパートとの間の移動が同法



上通勤ではなくなってしまう。もっとも、「先行し、又は後続する住居間の移動」という文言が加えられたのは平成 18 年で、わずか 11 年前の出来事である。単身赴任は昭和の時代からあったと思うが、平成 3 年になってはじめて、単身赴任者が週末に勤務を終えて、赴任先である就業の場所から家族の住む自宅に帰り、週初めに自宅から就業の場所へ出勤するという、「土帰月来型行為」又は「金帰月来型行為」と呼ばれる単身赴任者の移動が通勤として認められるか否かの基準を明確化している。一見風雅なこの文字列は、単に「土曜日、あるいは金曜日に家族の待つ自宅に帰り、月曜日にその自宅から会社に向かう」という意味である。その意味のとおり、単身赴任者が主として休日を利用して週末等に勤務を終えてからそのまま家族の待つ帰省先住居に帰り、週初めに帰省先住居から直接勤務先に向かうことを想定しており、帰省先住居と赴任先住居の間の往復は含まれていなかった。その往復は「逸脱・中断」扱いされ、「日用品の購入その他これに準ずる行為をやむを得ない事由により最小限度のものを行うために」赴任先住居に立ち寄る程度が認められていたに過ぎず、服を着替えるとか、たまった洗濯物を家人に洗っても

らうために頭陀袋に入れるとか、そのような些細な行為のためのごく短時間に限られていたのである。

さらに当時は、①就業の場所と自宅との間の往復に、原則として、毎週 1 回以上の反復・継続性が認められること、②就業の場所と自宅との間の所要時間及び距離は、原則として、片道 3 時間以内及び 200 キロメートル以内であること、という非常に厳しい要件を二つも設けていた。冒頭の松本さんの場合、毎週律儀に帰宅しているため①は満たしているものの、その移動はバスで 4 時間 30 分かかるため、仮に移動中の事故や着替えのために赴任先住居に寄る際に事故が発生した場合、労災保険の補償の対象外になってしまっていたであろう。

また「単身赴任者等の家族の住む自宅と就業の場所とを定期的に直行直帰する形態が一般的である」という認識が当時はあったらしく、「土曜日は赴任先近辺でゴルフだから、日曜日に自宅に顔を出して一泊してから出勤」という形態は許されなかった。

このような単身赴任者にとって苦難の時代が長く続いていたが、平成 18 年の法改正では、

(18 ページにつづく)



韓国からの ニュース

■故ファン・ユミ 10 周年忌、サムソン労災死亡 労働者追慕行進

白い防塵服を着た 70 人余りの人たちが道路に並んだ。防塵服は半導体・LCD 工場に入る労働者が着る作業服だ。2003 年 10 月にサムソン半導体器興（キフン）工場に入社してこの服を着て仕事をしたファン・ユミさんは、1 年 8 か月目に急性白血病の診断を受け、2007 年春に 23 才の若さで息をひきとった。6 日はファン・ユミさんが亡くなって 10 年の命日だ。

防塵服行進を行った人たちは、79 人のサムソン電子半導体・LCD 工場の産業災害による犠牲者の遺影を一つずつ胸に抱いた。故ファン・ユミさんのお父さん・ファン・サンギさんが行進の隊列の最先頭に立った。彼は「サムソンは一日も早くパノリムとの対話に応じて職業病問題を真摯に解きほぐしていくことが、誤った問題を解決していく第一歩」と強調した。

◆「数十人の死、イ・ジェヨン一家の集団的殺人」

ファン・サンギさんは行進の間の数回の発言の中で、サムソン職業病被災労働者の数十種類の稀症病名を挙げて、サムソン半導体労働者の死の原因を市民に知らせた。「個人の疾病に過ぎない」というサムソンの態度に対して、ファン・サンギさんは「数百人も癌に罹って数十人も死ぬのは、サムソンのイ・ジェヨン一家の集団的殺人だ」と怒り、「水原のある病院で治療を受けて家に向かっている途中、私のタクシー中でユミは死んだ」。「ユミと一緒に 2 人 1 組で仕事をした友達も、急性白血病で亡くなった」と話した。

彼は「サムソンが職業病問題を解決すると約



束して 3 年が経った」が、「相変わらずサムソンは国民と労働者を騙している」。「サムソンが変わるには、イ・ジェヨンの財産を没収して、未来戦略室の役員全員を追い出さなければならぬ」と主張した。

◆防塵服行進に参加した学生たち、見守る市民

参加者の中には就職活動中の学生が多かった。学生たちはサムソンに対する複雑な感情を表わした。成均館大の新素材工学科の G さん (20 代) は「生まれて初めて着る防塵服と白いマスク」に、「防塵服が思ったより薄いのに驚いた」と話した。G さんは「専攻が新素材工学なので、半導体と LCD を学んで就職することになれば、どうしてもサムソンを考えることになる」。「だが、パノリムと被害者の苦痛を見れば、複雑な感情が湧く」と話した。映画「もう一つの約束」を見て行進に参加したという K さん (22) は「学生たちの羨望の対象であるサムソンの実状は、労働者が苦しくても死ぬまで放っておいて、企業イメージだけを考える利己的な姿で腹が立つ」と非難した。行進を見ていた亜州大の近くの写真館の主人の K さん (59) は「サムソン半導体工場で働いた 79 人もの人たちが稀症病に罹っていたとは知らなかった」。「イ・ジェヨン一家にもっと圧力をかけて、被害者を元気づけなければならない」と話した。

サムソンは 2014 年 5 月に職業病の被害者に関して「適合した補償と再発防止対策を樹立する」と明らかにした。しかし、被害者家族との議論を先送りしたり、一部家族だけに調停され

ていない補償を強行して批判もされた。これに対し、2015年10月からパノリムと被害者家族は野宿籠城を始め、513日間、謝罪と補償を要求しているが、サムソンは話し合いを拒否している。2017年3月3日 民衆の声 イ・スンフン記者

■昨年の労災率は最低値…労働界「統計の盲点、実際は遙かに深刻」

我が国の産業災害が連続して減少傾向を見せ、昨年の産業災害率と死亡者比率が統計作成以来の最低値を記録したという政府の分析が出た。しかし政府の統計方式に問題があり、労災保険への未加入者が多く、実際の産業災害の現実はこれより深刻だという指摘がある。雇用労働部が9日に発表した2016年産業災害現況によれば、昨年、産業災害にあった労働者は9万656人で、うち死亡は1777人だった。産業災害率(労働者100人当りの発生比率)は0.49%で、2015年0.50%より0.01%減少、労働者1万人当たりの死亡者の比率(死亡万人率)も、2015年の1.01人に比べて0.05人減少した0.96人だった。

雇用部は「今回の数値は関連の統計作成以来の最低値」で「産業災害の全般的な減少傾向が持続している」とした。ただし、建設業は昨年の0.75%に比べて0.09%増加したことが分かった。建設業は死亡万人率も2015年の1.30人から1.58人に増加した。しかし、労働界は雇用部の労災統計には限界が多いと指摘する。まず、労災統計を出す時、他の業種は事業場が申告した労働者の実際の数字を土台にするが、日雇い労働者の比率が高い建設業は労働者数を一々数えることができず、工事代金などを基に「推定」する。昨年の雇用部の労災現況資料の建設業の労働者数は315万3千人だが、統計庁の経済活動人口調査の建設業就業者数は184万5千人だった。1.7倍も差があり、

実際の災害率は0.49%も高くなることになる。チェ・ミョンソン民主労総・労働安全局長は「同じ指摘が数年間されているのに、雇用部はこれを直す積もりがない」と話した。2017年3月9日 ハンギョレ新聞 パク・テウ記者

■ナミョン電球の水銀中毒被害者、会社と政府に損害訴訟

ナミョン電球光州(クワンジュ)工場の生産設備撤去作業に投入されて集団水銀中毒に罹った労働者が、会社と国を相手に損害賠償請求訴訟を提起した。15日、民主労総・光州本部と被害者Kさんによれば、被害者6人がナミョン電球と国に提起した損害賠償請求訴訟での初めての裁判が29日、光州地方裁判所で開かれる。水銀を吸入した労働者は、事件から2年経っても日常生活に戻ることができない。

産業災害と認められなかった労働者には生活苦までが重なった。Kさんは電話で「右腕と右足が痺れる症状が続いて、普通の働き口さえ見付からない」。「表面に現れない水銀中毒の後遺症があるのに労災と認められず、政府からは何の援助も受けていない」と打ち明けた。彼は「事故の後は不眠症になり、急激な体重の減少など、各種の異常な兆候が現れた。ほとんどの被害者がこのような苦痛を訴えている」と話した。

Kさんと一緒に仕事をして事故に遭った労働者6人は、民主弁護士会の助けを受けて訴訟を起こした。民弁・光州全南支部の関係者は「ナミョン電球は水銀使用の事実を労働者に知らせず、無防備に撤去現場に行かせて被害をもたらした」。「水銀取り扱い事業場をキチンと管理・監督しなかった政府も、責任を免がれない」と主張した。政府は事故責任はないという答弁書を裁判所に送ってきている。

Kさんら6人以外にも撤去現場に投入されて水銀を吸入した別の労働者数名も、ナミョン電球を相手に損害賠償訴訟を起こしたと伝えられ

た。労災を認められた労働者もいるが、Kさんと同じように、血液や小便から水銀が検出されなかったという理由で不承認とされたケースも少なくない。2017年3月16日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■「不妊も産業災害」勤労福祉公団が初の認定
勤労福祉公団が女性労働者の「不妊」を初めて産業災害と認定した。勤労福祉公団はサムソン半導体器興工場で15年間、生産職労働者として働いてきたKさん(39)が、不妊を業務上疾病と認定し、療養給付を支給せよと申請したことに對して、承認したと19日明らかにした。Kさんは高等学校卒業後の1997年にサムソンに入社し、30才の2008年から不妊治療を受けた。その後2012年に繫留流産などを経験したが、体調が悪くて退社し、2013年に公団に労災承認を申請した。

公団は判定書で「15年間、半導体工場の生産職労働者として交代勤務を行い、少量だがエチレングリコールなどの有機化合物などにばく露し、長期間の交代勤務による過労とストレスによる免疫力低下など、身体機能が弱まって『不妊』を誘発したもので、業務との因果関係が認められる」と明らかにした。半導体工場などで洗浄液として使われるエチレングリコールは奇形児の出産を誘発する物質で、生殖毒性物質に分類される。生殖毒性物質は生殖機能・生殖能力・胎児の発生発育などに有害な影響を与える物質で、直接ばく露した個人だけでなく、次世代にまで健康問題を起こすという点で被害が大きい。国家人権委員会が昨年12月発表した「生殖毒性物質取り扱い労働者の人権状況実態調査」報告書を見ると、生殖毒性物質を取り扱う女性看護師(406人)のうち、難妊を経験した者が27%に達し、早産・死産・自然流産(22.8%)と生理異常(20.2%)を経験した者も少なくなかった。労災請求を代理したパノリムは

声明で「同じ疾患で苦しんでいる別の労働者にも勇気を与え、労災認定に繋がることを希望する」。キム・イン漢陽大医大教授(職業環境医学)も「可妊期・妊娠女性労働者には、生殖毒性物質を取り扱えないようにする政府の積極的な規制が必要だ」と指摘した。2017年3月20日 ハンギョレ新聞 パク・テウ記者

■鉄道労組「KTX安全の外注化、中止せよ」
断食座り込みに

全国鉄道労組が27日、コレール側が対話を拒否したため、大田(テジョン)のコレール本社前で「安山線の線路メンテナンス業務の外注化中止」と「高揚車両基地KTX整備外注化計画撤回」を要求して、無期限断食座り込みに突入した。鉄道労組は1月から常緑樹駅前で、安山線の線路メンテナンス業務の外注化中止を要求して、70日以上テント籠城を闘っている。

2016年に鉄道労組が成果年俸制の一方面的な導入を阻止するストライキを闘っている間、コレールは安山線の線路メンテナンス業務の外注化を進めた。「請負った委託会社は、賃金未払いなど不当労働行為で韓国鉄道施設公団の『鉄道建設工事関連不公正行為業者現況』に搭載されており、松坡区庁から装備使用料を払えという是正命令を受けたことがある」が、コレールは「契約解約の条件ではない」と契約を維持している。また「コレールはKTX高速列車の全部で7つの核心装置整備のうち、3部門(ドア、空調、走行装置)を外注化しようとしており、KTX高揚基地の更生費など、外注化のレベルを70%に引き上げる計画」だと話した。

鉄道労組は「高速鉄道の70%がトンネルと橋梁の国で、KTXの整備と線路整備を外注化するのは、国民の安全を『運』に任せるといふのと同じだ」と批判した。2017年3月27日 民衆の声 イ・スンフン記者(翻訳:中村猛)

前線から

厚生労働省交渉 進展も後退も 全国労働安全衛生センター連絡会議

全国

3月15日に全国労働安全衛生センター連絡会議（全国安全センター）による厚生労働省交渉が行われた。今回も阿部知子議員にご協力いただき、第2衆議院議員会館にて開催した。

要請項目は多岐に及び、交渉は要望項目に合わせて、A全般事項、B安全衛生、C労災補償の3部に分けて行い、その都度、回答する厚労省側の担当者が入り替わった。毎年、回答のみでも相当な時間がかかり、その後の議論まで十分な時間がとれないことが悩みである。それでも、かね

てから交渉を重ねて、進展をした議題もあった。

全国安全センターでも、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（患者と家族の会）による交渉でも議題にあげ続けてきた「石綿関連文章の誤廃棄問題」の文書復元について、今回は積極的な復元作業を行う旨の回答があった。中でも、労災の復命書とその添付資料については、当事者が情報開示するなどして所持している場合、提供を求めるなどして復元作業を行うことになった。交渉でこの回答ももらった直後、実際に、資料を

廃棄された患者と家族の会会長の古川和子さんの元に、大阪労働局から連絡が入った。その一方で、石綿工場の元労働者への国家賠償について、監督署が保有する労災認定の資料などから該当者への個別周知を求めている件については、一向に行おうとしない。

職場での外部からの暴力問題について、パワーハラスメント対策とは別に、実態調査を行い対策を立てることを要求していたが、昨年8月の交渉で「検討する」と回答したにもかかわらず、担当者が交代した今回、これまでの経過が引き継がれておらず、「パワーハラの定義の範疇外である」という回答しかなく、こちらの趣旨に沿った検討が全くされなかったことが分かった。

審査請求で新しく行われるようになった口頭意見陳述については、請求人側に事前に文書で提出させている質問に対して、原処分庁側は口頭による回答のみで文章をださないことや、口頭意見陳述の録音が無視されてしまう点など、改善した方が良い点があるが、それら指摘に対して、十分に検討している様子なく単にそういう手続きになっているから、として断られるのも納得がいかない。厚労省は、



被災者側からの意見として、簡単な改善で済む話は積極的に実行してほしいものだ。

時間がなく、まったく議論

あふれる職場の有害物質 職業がんをなくそう集会 in 東京

東京

本年2月19日、職業がんをなくす患者と家族の会による「職業がんをなくそう集会 in 東京」が開催された。三星化学工業福井工場の労働者でありオルト-トルイジンばく露によって膀胱がん罹患した田中康博さんが代表を務めるこの会は、2016年6月に大阪で結成され、同年10月には三星化学工業のある福井で集会を成功させ、今年に入って早くも東京進出を果たした。

今回の集会では、職場にあふれる有害物質にさらされながら、発症までなんら対策を取っておらず、あるいは職業性疾患として認められるべき疾病が放置されている事案の数々が報告された。有害物質にばく露をしないという基本的な対策がいずれの事案でもとられていなかったために、発症が防げなかったのである。毛利医師による記念講演「日本における職業がんの現状と課題」にはじまり、医師

することが出来なかった項目も多くあるので、再度議論する場を設定していきたい。

や被災者からの事例報告が4時間に渡って続いたが、何という名称の化学物質にばく露をすることでどのような病気になるか、ということはこの際重要ではないと思う。「この溶剤は安全性が確認されていない」という時点でそのような製品は使わないという姿勢が徹底できない限り、職業性疾患は増大していくだろう。当日の毛利医師による基調講演でも論じられたが、わが国は、数十年前の高度経済成長期に発がん性物質にばく露をした労働者の症例対照研究などを積極的に行わず、ただ時間が過ぎて被災者が死に絶えるのを待っているような国である。国内で約6万もの危険性・有害性が確認されてい

ない物質に囲まれながら労働者が働いている今日の状況下で、度重なる事件の後を追うかたちで新たな施策が敷かれているのだろうか。

胆管がん事件の発生後、労働安全衛生法では、リスクアセスメント義務が事業者課されるようになった。いわく「事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、法57条1項の政令で定めるもの（表示対象物）および通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない（57条3）」。ここでいう表示対象物および通知対象物とは、人に対する危険性・有害性が確認されている化学物質で、その数は640に過ぎない。

また、溶剤の容器や缶に、どくろマークや黒いシルエットに白い六芒星を重ねた表示をご覧になったことのある方も多いだろう。これらのマークは労働安全衛生法の危険物



報告する九州医学研究所の田村医師

や有害物について注意を喚起するための標章を義務付ける規定（57条1）に基づいて掲げられているのであるが、同条にはほかにも「容器又は包装に次に掲げるものを表示しなくてはならない」として下記の各項目の記載義務が溶剤の提供者に対して課されている。

- ① 名称
- ② 人体に及ぼす作用
- ③ 貯蔵又は取り扱い上の注意
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

平成28年の法改正までは、上記4点のほかに「成分」についても表示が義務付けられていた。しかし、多種類の化学物質の混合物については、

表示すべき成分の種類が大幅に増加し、労働者に危険・有害性の情報が伝わりにくくなっているため、削除された。それだけ複雑な物質が開発され、作業現場に蔓延しているということを指している。

また、先に述べた約6万にも及ぶ物質に対しては、危険性・有害性等をあらかじめ調査し、その結果に基づいて、危険・有害要因を除去・提言する措置をとるという努力義務が課されているだけで、そのインセンティブとして事業者には同法88条1項に規定する機会等の設置・移転に関する届出が免除されるにすぎない。このような環境で、新たな危険性・有害性の調査が進むとは到底思えない。

今回の集会宣言にうたわれ

ている「国際的に立ち遅れたこの問題に対し、更なる運動の前進を目指して、協同・協力の輪を広げて突き進む」べき道は、安全性の確認されていない物質は使用しないことに尽きる。

2012年のSANYO-CYPの胆管がん事件や最近の三星化学工業の膀胱がん事件をきっかけに、職場で用いられている溶剤や化学物質に対する注意が払われるようになってきたと思われるが、今回の三星化学工業からの報告でも見られたように、事業所の理解やばく露防止対策には至らない。現場の労働者が自らの健康のために声をあげ、それを支えていくためにもこの集会を全国各地で続けていってほしい。

(12 ページのつづき)

- ① 帰省に関して、おおむね月に一回くらいの反復継続性が求められる
- ② 住居間の移動について、
 - (1) 帰省先住居から赴任先住居へ移動する場合（家族の元から赴任先へ戻る）

当該移動が業務に就く当日又は前日に行われた場合は、就業との関連性が認められる。
 - (2) 赴任先住居から帰省先住居へ移動する場合（仕事を終えて自宅に帰る）

当該移動が業務に従事した当日又はその翌日に行われた場合は、就業との関連性が認められる。

つまり、移動時間や距離の要件がなくなり、さらに「明日からまた仕事だから、早めに向こうに戻るよ」と余裕をもって自宅を離れることができるようになったのである。



3月の新聞記事から

3/7 自治労福島県本部は、今年に入って2月末までに県と市町村の職員計5人が自殺したと発表。昨年4月からの自殺者数は9人。市町村職員7人、県職員2人で、35歳未満が4人。県本部は、東日本大震災と東京電力福島第1原発事故に伴う業務量の増加が要因の一つと分析する。

3/10 2011年にトヨタ自動車関連会社トヨタ関連会社テー・エス・シーの社員が死亡したのは過重な業務が原因の労災と認めた名古屋高裁判決について、国が上告せず、判決が確定した。

3/12 和歌山県白浜町の「アドベンチャーワールド」で、タイ国籍の飼育員が、雌のゾウの体を洗っていて、ゾウに鼻でたたかれて頭などを打った。病院に搬送されたが、脳挫傷による死亡が確認された。

3/13 厚生労働省は労働関係法令の違反が疑われる7014事業所を昨年11月に重点監督した結果、4割弱の2773事業所で違法な残業があり、是正勧告したと発表した。うち月80時間超は1756事業所。月200時間超も52事業所。賃金不払い残業は全体の6.5%の459事業所。健康障害防止策を実施していなかったのは全体の10.4%の728事業所であった。

3/15 富山県砺波市のパナソニックの工場の従業員3人に違法な長時間労働をさせたとして、砺波労働基準監督署は労働基準法違反の疑いで、パナソニックと労務管理担当の男性幹部2人を書類送検した。3人はデバイスソリューション事業部の富山工場に勤務、それぞれ最大月97～138時間残業。うち1人は昨年6月に死亡し労災認定を受けたという。

彦根労働基準監督署は公益社団法人「彦根観光協会」の男性職員がうつ病を発症したのは、長時間労働が原因として労災認定した。2016年1月にうつ病になる前に月116時間の時間外労働が認められ、2回20日以上以上の連続勤務があった。16年3月末から休職中で、上司からパワハラや退職勧奨などを受け、同協会と専務理事に計880万円の慰謝料等を求め大津地裁彦根支部に提訴している。

3/16 職場の病院で受けたパワハラや退職勧告で精神疾患になった女性臨床検査技師（退職）が、休業補償給付を支給とした国の処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は請求を棄却した一審名古屋地裁判決を取り消し国に支給を命じた。

3/21 視覚過敏がある聴覚障害者の女性が、オリックスから不当な懲戒処分を受け、無期限の在宅勤務や給与の減額を強いられたとして、東京地裁に提

訴した。慰謝料300万のほか、減額された給与の差額などを求めている。1991年に入社。会社に対し日差し対策を要請していたが、新上司がブラインドを原則オープンにするなどの方針を出し、従業員とのトラブルで懲戒処分とし、無期限の在宅勤務を命令。通期評価を最低ランクとし給与も下げた。

熊本地震に伴う公費解体現場でアスベスト対策を怠ったとして、熊本労基署は労働安全衛生法違反の疑いで広島市の建設会社「下出工業」と現場代理人を書類送検した。容疑は2月2日、「石綿作業主任者」を置かず、益城町小谷の民家を公費解体し、労働基準監督官に「主任者の資格を持つ作業員を自社で雇用した」などととうその報告をした疑い。

3/22 大阪・西野田労働基準監督署は、平成27年10月積み込み作業中に転倒した労働者が右肩腱板損傷で3か月休業したが、死傷病報告書を提出しなかったとして、日本郵便(株)と労災発生当時の同社新大阪郵便局総務部長を労働安全衛生法第100条違反の容疑で大阪地検に書類送検した。

3/29 大阪・岸和田労働基準監督署は、下請業者への連絡調整を怠ったとして、岸和田製鋼(株)と同社製鋼長を安衛法30条（特定元方事業者等の講ずべき措置）違反の疑いで大阪地検に書類送検した。平成28年10月、工場内で下請業者の労働者がダスト排出口から噴出した熱湯が混じったダストを浴び死亡する労働災害が発生した。

3/30 IT会社がうつ病で退職した元社員の男性(28)に約1270万円の損害賠償を求めた訴訟で、横浜地裁は「不当訴訟で男性が精神的苦痛を受けた」として、逆に会社に110万円の支払いを命じた。男性は2014年4月、神奈川県内のIT会社に入社、長時間労働やパワハラが原因でうつ病となり、同12月に退職した。会社が15年5月に「詐病で退社して会社に損害を与えた」と提訴したため、男性も反訴した。

関西電力はパートなどを含む全社員の約6割にあたる1万2900人について、残業など時間外労働の賃金の一部を支払っていなかったと発表した。2015～16年の2年間で、16億9900万円にのぼる。

3/31 ヤマト運輸の長野県の営業所で、従業員の男性が上司に暴行や暴言などのパワハラを受け自殺したとして遺族が、同社と当時の上司に計約9500万円の損害賠償を求める訴訟を長野地裁に起こした。男性は24年秋ごろからセンター長から暴言や暴力を受けた。26年9月ごろうつ病になり27年1月に自殺。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259